

事 務 連 絡
令和4年7月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
タクシーの運賃改定の取扱いについて

タクシーの運賃改定に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた運賃改定の実績年度の取扱いについて」（令和3年3月31日付け事務連絡。以下「実績年度の取扱い事務連絡」という。）に基づき、令和3年4月1日以降の運賃改定に用いる輸送実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成31年1月から令和元年12月の輸送実績を実績年度として取り扱ってきたところであるが、新型コロナウイルスによる感染が確認されてから2年以上が経過し、コロナ禍における輸送実績が蓄積されてきたこと、消費者の行動様式に変化（テレワークの進展、出張減少によるビジネス需要の減少等）が生じており、タクシー需要がコロナ以前の水準にまで回復しない可能性が高いことを踏まえ、今後の運賃改定の審査については下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理に当たり遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本取扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 基本的な考え方

コロナ禍における実績年度の実績値をそのまま用いる場合、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたタクシーの輸送需要を適切に反映したものとならないため、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた輸送実績の見込みを適切に推計する必要がある。

2. 運送収入の推定方法

運送収入と車両の稼働状況は高い相関関係にあることから、延実在車両数（車両1台ごとの在籍日数の累計）に実働実車率（実働率に実車率を乗じたもの）を乗じた延実働実車車両数を推計することにより将来の運送収入を推定する。

具体的には、①延実在車両数、②延実働車両数、③総走行キロ、④総実車キロ、⑤運送収入、⑥運転者数、⑦運送雑収入、⑧臨時休車車両数を用いて運送収入を推定することとし、①から④については、平成27年度から直近月までの各月の実績を、⑤から⑧については、平成27年度から直近年度の実績の提出を求めることとする。

3. 運送費用の推定方法

費用についても、コロナ禍における実績年度の実績値をそのまま用いるのではなく、直近年度の実績にコロナ以前の令和元年の実績を考慮し、補正することにより将来の費用を推定する。

具体的には、令和元年の各月の実績及び令和3年から直近月までの各月の実績の提出を求めることとする。

4. その他

上記2及び3の推定に当たって必要となる場合には、上記以外の実績の提出を求める場合がある。

5. 適用時期

本取扱いは、令和4年8月1日以降に申請のあったものから適用するものとする。

ただし、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた運賃改定の実績年度の取扱いについて」（令和3年3月31日付け事務連絡）の取扱いによる運賃改定を希望する場合には、各地方運輸局等に相談されたい。